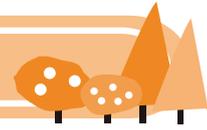




市教委だより



市政

教育

くらし

情報掲示板

3校の体育館落成記念式典が行われました

かねてより改築中であつた下田、蕨岡、八束中学校の体育館が完成し、それぞれ落成記念式典が行われました。

式典は、地域住民や学校関係者など多くの方々の出席のなかつた行われました。

2月9日(日)の下田中学校落成式では、生徒全員による音楽発表が催され盛大な式典となりました。

11日(火)の蕨岡中学校では、生徒達が元気いっぱい校歌を斉唱しました。また、同じく11日の八束中学校では、生徒達が練習を重ねてきた、校歌斉唱と八束ソーランを披露し落成式を盛り上げました。

昭和44年と昭和50年に建設された旧体育館

は、耐震性が不足していたことに加え、ここ数年、特に老朽化の進行が著しく平成24年度から2カ年の事業で体育館の改築工事を行いました。

新体育館は、いずれも鉄骨造りで、内装に四万十ヒノキをふんだんに使用し、木の香りのするあたたかな雰囲気的空間を作りだしています。また、既存の体育館に比べ約1.5倍の広さを確保し、アリーナ、ステージ、更衣室等に加え、災害用備蓄倉庫を備え、災害時の地域の避難所としての機能にも配慮しました。

生徒達は、新しい体育館で、気持ちも新たに、元気いっぱい、伸び伸びと楽しい学校生活を送っています。



下田中学校(音楽発表)



蕨岡中学校(校歌斉唱)



八束中学校(八束ソーラン)

中村幼稚園 平成26年度園児募集

本園では、豊富な遊びと運動・体験交流・学習活動の三つの柱を通して、子どものもつ能力を育むことを目指し取り組んでいます。

教育時間 9時～15時(8時から18時まで預かり有り)

授業料 月額 満3歳児 23,000円 3歳児 22,500円 4,5歳児 21,500円

入園金 35,000円

給食代 月額 約5,500円(給食か家庭弁当か選択制)

就園補助金制度 年額49,760円～229,200円を利用できます。

スクールバス(往復3,500円)も利用できます。

※見学はいつでもできますので、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 中村幼稚園 ☎(34)7511



平成26年度 市立小中学校の入学式は4月7日(月)です

開始時間	小学校	中学校
9時30分		大用、後川、大川筋、八束
10時	下田、竹島、中村、大用、川登、東中筋 中筋、西土佐	下田、蕨岡、中筋、中村西
10時30分	東山、蕨岡、八束、中村南	
11時	利岡	
13時30分	具同	中村
14時		東中筋、西土佐

※入学通知書が届いていない人は、四万十市教育委員会(下記連絡先)までご連絡ください。

就学援助制度

について

この制度は、要保護および準要保護児童生徒の保護者に対して、児童生徒の学用品費などの就学に必要な経費の一部を援助する制度です。(他の経費には使用することができません)

■申請

児童生徒の在籍する学校を通じて、認定申請書を提出してください。

■対象

援助の対象となるのは、原則四万十市に住所を有し、小中学校(県立中村中学校も含む)に在籍する児童生徒の保護者で、教育委員会が次のような理由により認定した人です。

- ・児童扶養手当を受給している人
- ・市民税が非課税の措置を受けている人
- ・生活が苦しく諸学費に困っている人
- ・病気や災害などの特別な理由により、収入が著しく減少し、諸学費に困っている人

※生活保護を受けている人は、修学旅行費と医療費(学校病う歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、寄生虫病など)について教育委員会が援助します。

■認定

申請に基づき、ご家族全員の所得や児童扶養手当受給状況の照会などを同意のうえで調査させていただき、学校を通じて結果について通知します。

■支払時期

原則学期末ごとの3回払いとしますが、項目によって異なる場合があります。

■援助の内容(平成25年度参考)

援助の項目	小学校	中学校
学用品費	年額 11,100円	年額 21,700円
通学用品費 (1年生除く)	年額 2,170円	年額 2,170円
新入学児童生徒 学用品費等	年額 19,900円	年額 22,900円
修学旅行費	年額 20,600円 (上限額)	年額 55,700円 (上限額)

※このほかに学校給食費、校外活動費、医療費(学校病限定)などの援助があります。

【問い合わせ先】(市)教育委員会 学校教育課 ☎(34)5445 西土佐事務所 ☎(52)1110

指定学校の変更

市では、住民基本台帳に基づく住所によって就学する学校を指定していますが、下記の基準に該当すると認められる場合は、保護者の申請により指定学校の変更をすることができます。

なお、特定の学校に入学させるために意図的にお子さまの住所を実態と異なる住所にすることは認められませんのでご注意願います。

No.	事由	許可基準	対象学年	許可期間	添付書類
1	学期途中で転居した場合	学期途中で転居した場合で、引続き在籍していた学校に就学する場合(通学可能な場合に限る)	小中学校 全学年	原則転居した学期末までとし最長卒業まで	住民票異動届の写し
2	留守家庭の場合	保護者が共働き等で留守になる家庭で、放課後の児童安全確保が困難なため、祖父母宅等の住所に基づく通学区域の小中学校に就学する場合	小学校 全学年	事由が解消するまで	勤務証明書、保護承諾書等で必要性が証明できる書類
3	転居予定の場合	近い将来(おおむね6ヶ月以内)転居することが確定しており、あらかじめ転居先の住所に基づく通学区域の学校に就学する場合	小中学校 全学年	住民票異動日まで(原則6ヶ月以内)	建築確認通知書の写し、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写しなど確認できる書類
4	心身の理由の場合	児童生徒の障害や病気、虚弱等で通学距離および通学途中の安全確保ならびに病気治療等のため、その事情に相応した通学区域外の学校に通学することが適当であると教育委員会が認めた場合	小中学校 全学年	心身の理由が回復するまでまたは卒業するまで	就学指導委員会の答申、医師の診断書等証明できる書類
5	特認校の場合	特認校制度実施要領に基づき、川登小学校または大用小学校に就学する場合	小学校 全学年	卒業まで	特認校就学許可通知書の写し
6	指定学校の変更を継続する場合	中学校に進学する場合で、小学校で既に通学区域外の就学が許可されており、引き続き卒業する小学校のある通学区域の中学校に就学する場合	小学校 6年生	原則学年末までとし最長卒業まで	指定学校変更許可通知書の写し
7	兄弟と同じ学校の場合	兄弟が既に指定学校の変更の許可を受けている場合で、弟妹が一緒に学校に就学する場合	小中学校 全学年	卒業まで	指定学校変更許可通知書の写し
8	部活動がない場合	中学校に進学する場合で、指定学校に希望する部活動がない場合(原則隣接する通学区域にある中学校の希望する部活動に入部する場合)	小学校 6年生	卒業まで	在籍学校長の意見書など
9	就学途中で所属する部活が休廃部する場合	部員不足等により中学校就学途中に所属する部活動が休廃部になる場合(原則所属する部活がある隣接地域の中学校へ入部を希望する場合)	中学校 全学年	卒業まで	在籍学校長の意見書など
10	教育上の配慮の場合	いじめや登校拒否、家庭の事情により住民票の異動ができない等、指定学校を変更することが適当と認められる場合	小中学校 全学年	必要と認められる期間	在籍学校長意見書、賃貸借契約書の写し、民生委員等による居住証明書など
11	地理的事情の場合	通学区域の境界付近に居住している場合などで、本来の指定学校と隣接する指定学校までの通学距離や安全面を考慮して変更を認める場合	小中学校 全学年	卒業まで	
12	特別な事情の場合	上記以外で、特に教育委員会が保護者の申し立てに止むを得ない理由があると認める場合	小中学校 全学年	必要と認められる期間	

【問い合わせ先】(市)教育委員会 学校教育課 ☎(34)5445 西土佐事務所 ☎(52)1110